



矢作デマンド



電話による事前予約により、停留所間の移動ができるサービスです。
お買い物や通院など、矢作地域の皆さんに日常の移動の足として運行しています。

運行時間

月曜日・火曜日・水曜日・金曜日／午前9時～午後2時
※木曜日・土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は運行していません。

会員条件

矢作地域内に在住しているかた ※送迎対象は会員登録した人とその同乗者です。

運行地域

矢作地域内のみ(「北エリア」「中央エリア」「南エリア」の3つのエリアから構成)
・北エリア:北野小学校区
・中央エリア:矢作東小学校区、矢作北小学校区、矢作西小学校区
・南エリア:矢作南小学校区

運賃

エリア内の移動:1乗車あたり300円 隣接するエリアへの移動:1乗車あたり500円

予約受付

利用希望日の14日前から利用希望日時の30分前まで(運行事業者の営業時間内)

予約方法

以下の各運行事業者の配車センターへ電話をして予約してください。
※運行事業者の都合によって、希望利用日時での予約が取れない場合がございます。
※一つの運行事業者が予約不可でも、他の運行事業者なら受付可能な場合もございます。

運行事業者	(株)オーフ (北野町)	岡陸タクシー(株) (上六名三丁目)	豊栄交通岡崎(株) (矢作町)	名鉄岡崎タクシー(株) (戸崎元町)
電話番号	☎0564-33-2222	☎0564-53-5411	☎0564-31-2268	☎0564-51-5157
受付時間	午前6時～午前2時	午前6時～午前2時	午前8時～午後8時 日曜日及び年末年始 (12/31～1/3)休み	24時間

矢作デマンド 実証運行 利用規約

第1条(総則)

本規約は、北野小学校区、矢作北小学校区、矢作東小学校区、矢作西小学校区、矢作南小学校区(以下「矢作地域」といふ。)におけるデマンド交通(以下「本運行」といふ。)の利用条件について定めるものとする。

第2条(本運行の概要)

本運行は、本規約に基づき会員登録をされた市民(以下「会員」といふ。)を対象とし、乗車予約に基づき配車した車両に、会員及び会員と同行する同乗者(以下「利用者」といふ。)が希望する停留所へ乗降することができるものです。利用者は、本運行の利用にあたり、本規約第13条に規定する旅客自動車運送事業者(以下「運送事業者」といふ。)との運送契約を取り交すものとする。

第3条(利用規約の同意)

本規約は、岡崎市が会員と認めたかたと、岡崎市との間で適用されます。
また、利用者は、岡崎市への所定の会員登録申込書の送付、または本運行の利用をもって、本規約(変更された規約を含む)に同意したものとみなします。

第4条(利用方法)

本運行の利用方法は、次のとおりとします。
(1)会員は、岡崎市が別途指定した運送事業者に電話し、乗車予約を行います。
(2)利用者は、予約した乗車日時に乗車停留所へ、運送事業者が配車した車両に乗車し、降車停留所へ降車します。
(3)利用者は、乗車停留所へ乗車する際に、運送事業者が定める方法で運賃の支払をしてください。

第5条(会員)

1. 会員となる条件は、岡崎市民で、矢作地域に居住し、申込書を提出したかたとします。会員となるかたは未成年の場合は、親権者等の法定代理人の同意を得て、申込書を提出してください。
2. 前項の規定にかかわらず、本規約第17条に規定する反社会的勢力に該当するかたは、会員となることができせん。
3. 会員となったかたには、会員証を交付いたします。

第6条(利用条件)

利用者は、自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる必要があります。

第7条(本運行の運行地域、運行期間等)

本運行の運行地域、運行期間等は次のとおりとします。
(1)運行地域は、矢作地域とします。
(2)運行地域を、次のとおり3つのエリアに分けます。
・北エリア:北野小学校区
・中央エリア:矢作北小学校区、矢作東小学校区、矢作西小学校区
・南エリア:矢作南小学校区
(3)以下の移動はできません。ただし、矢作デマンド運行区に定めるルールにおいて認められている停留所間の移動は除きます。
・北エリアと南エリア間の移動
・路線バスの停留所付近に設置されたデマンド停留所から、同バス路線の停留所付近に設置されたデマンド停留所への移動
(4)実施期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとします。ただし、運行期間は予定であり、運行期間の変更または運行を中止する場合があります。

第8条(運賃)

本運行の利用にかかる運賃は、次のとおりとします。
・エリア内の移動:1乗車あたり300円
・隣接するエリアへの移動:1乗車あたり500円

第9条(運行・乗車希望受付日時及び運賃)

本運行の運行日及び運行時間並びに予約受付時間は、次のとおりとします。ただし、運送事業者が安全な運行に支障があると判断した場合は、運行時間を変更し、または休止する場合があります。
(1)運行日:月曜日、火曜日、水曜日、金曜日。ただし、次に掲げる日を除くものとします。
・祝日、年末年始(12/29～1/3)
・岡崎市が別に定めた日
(2)運行時間:運行日の午前9時から午後2時
(3)予約受付:利用希望日14日前から利用希望日時の30分前まで
(4)受付時間:運送事業者の営業時間内

第10条(利用開始及び乗車予約までの流れ)

1. 本運行は、会員登録が会員の手に届いた時点からご利用いただけます。
2. 乗車予約は、会員が運送事業者に電話をして、会員番号、会員氏名、利用者数、乗車停留所と降車停留所、日経(乗車希望日時または降車希望日時)を伝えることで申込をし、運送事業者が配車可能な車両があることを会員に回答することにより、完了いたします。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、運送事業者が乗車予約を断りする場合があります。
(1)他の乗車予約があり、車両に空きがない場合
(2)岡崎市がルールで定める移動できない停留所間の運送を希望する場合
(3)送迎の交通状況、天候等によって、希望日時の予約が受け付けられない場合
(4)本運行を一時停止又は中断をした場合
(5)システム上の事情等により適切な配車が困難となる場合
(6)その他、運送事業者が乗車予約を受け付けることが困難であると判断した場合
4. 配車された車両の運転係員に対し口頭での乗車予約することはできません。

第11条(乗車予約の変更、取消)

1. 会員は、成立した乗車予約を変更する場合は、次項に定める方法により、当該予約をキャンセルのうえ、前条第2項に定める予約申込を再実行のものとします。なお、利用者が乗車予約時刻を5分以上経過しても、乗車停留所がない場合は、キャンセルしたものとみなします。
2. 会員は、成立した乗車予約をキャンセルする場合は、運送事業者に電話し、乗車予約時刻までに予約のキャンセル手続きを行うものとします。
3. 配車された車両の運転係員に対し口頭での、乗車予約の変更・キャンセルをすることはできません。

第12条(利用時の留意事項)

1. 他の利用者の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、予定より到着が前後する場合があります。
2. 出発・到着の時刻は目安であり、時刻を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、運送事業者から申込に添った「予約問い合わせセンター」へ電話してご連絡いたします。このため、「予約問い合わせセンター」へ電話予約は、携帯電話を登録したことを推奨します。
3. 会員は、配車された車両への乗車時に、運転係員に対して会員証を提示してください。会員証を提示することができる場合は、乗車をお断りする場合もございます。
4. 持参できる荷物は配車された車両に積み込むことができる大きさのものとします。また、発火物や刃物など危険物を所持しているかたは乗車をお断りさせていただきます。

第13条(運送契約)

1. 利用者の乗降及び運送(運送の引受け、旅行者に対する責任(生命又は身体を害した場合の責任)等)、本運行にかかる車両の管理については、運送事業者と会員間で適用される運送契約(一般乗用旅客自動車運送事業運送約款)によります。
2. 運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、岡崎市は、運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではありません。

第14条(会員資格の取消等)

会員が次のいずれかに該当すると岡崎市が判断した場合、会員資格を取り消すことができますものとする。
(1)本人確認ができないとき
(2)運送事業者との運送契約に違反するとき
(3)会員条件を満たさないとき、または会員資格に虚偽があるとき
(4)本規約に違反した、または違反すると岡崎市が判断したとき
また、会員の故意もしくは過失により、または会員が法令や本規約の規定を守らないことにより、岡崎市が損害を受けた場合は、当該会員に対し、その賠償を求める場合があります。

第15条(免責)

1. 岡崎市は、利用者による本運行の利用に関して、利用者に対する責任を負う場合にも、岡崎市の故意または重大な過失による場合を除き、利用者の現実生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り、これを賠償するものとし、特別な事情から生じた損害(損害の発生を予見し、または、予見し得た場合を含みます。)については、責任を負わないものとします。
2. 損害の発生が他の各号によるものである場合、岡崎市は、岡崎市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。
(1)運賃不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
(2)利用者が携行した車両・停留所に忘れ物をされた場合
(3)利用者が携帯電話等を持っていない、または利用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
(4)他の利用者の乗車希望状況・乗車都合・交通事情等により利用者の希望通りに配車できない場合
(5)利用者の故意または過失による場合
(6)災害地震、事変その他の非常事態、若しくは電力供給障害、通信回線の異常等の不可抗力による場合

第16条(本サービスの一時停止・中断)

岡崎市は、運用または技術上やむを得ない事情が発生した場合、一時的に本サービスを停止することがあります。この場合、岡崎市は、本運行の提供ができない状態を市ホームページへの掲載等により、遅延なく利用者に通ずるものとし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条(反社会的勢力の排除)

会員は、利用者が反社会的勢力(暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・脅迫の言質・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者)でないことを誓約するものとする。

第18条(会員情報の取り扱い)

1. 岡崎市は、会員が申込書に記載した情報および本運行の利用履歴等(以下総称して「会員情報」といふ。)を、個人情報保護法に基づき適正に扱います。
2. 会員は、岡崎市が会員情報を以下の目的で利用することについて同意するものとします。
(1)会員登録および会員証等の送付
(2)本運行および岡崎市の並び事業の利用動向の統計分析およびそこから得られた情報の利用
(3)送迎により得られた情報について、個人を特定できない状態でしたうえで第三者への提供
(4)本運行に関して、またはそれ以外のサービスで今後岡崎市において新たに展開するサービスの開発
(5)岡崎市が営む既存事業及び新規事業に関する情報について、ダイレクトメール等による情報提供
3. 岡崎市は、利用目的の達成に必要な範囲で個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
4. 岡崎市は、利用目的の達成に必要な場合又は法令に基づく場合を除いて、会員本人の同意なく、会員情報を提供することはありません。

第19条(会員内容の変更・退会)

会員登録時の内容に変更がある場合、または退会を希望する場合は、岡崎市へ書面等で連絡してください。

第20条(本規約の変更)

1. 岡崎市は、民法第548条の4の規定に基づき、次のいずれかの場合に、あらかじめ、本運行に係る車両・インターネット上の掲示その他岡崎市が適当と認める方法で、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生期間を通知することにより、岡崎市の裁量でいても本規約を変更できるものとします。その場合、変更後の本規約に設定した変更日をもって、変更後の規約が適用されるものとします。
(1)本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
(2)本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項の変更起因した利用者の損害等について、岡崎市はその責めを負いません。

第21条(言語)

本規約については、日本語以外の言語へ翻訳された場合、法的拘束力を持たないものとします。

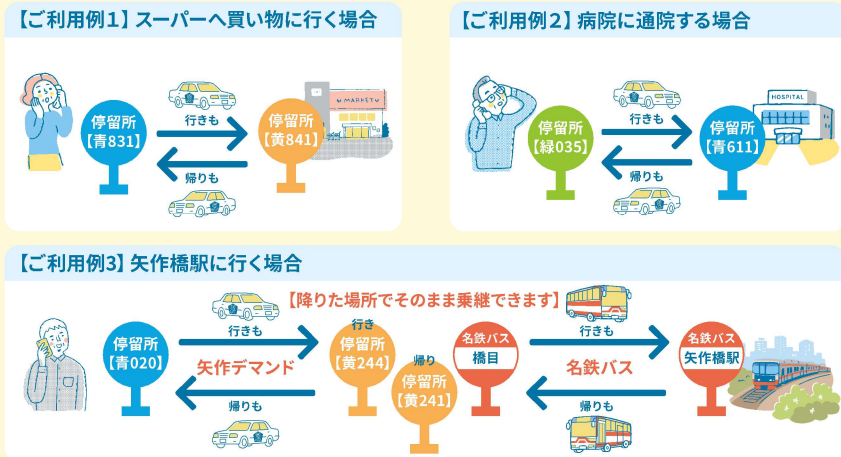
第22条(準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法に準拠し、これに従い解釈されます。これに関する一切の紛争は、岡崎簡易裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

矢作デマンド ご利用方法

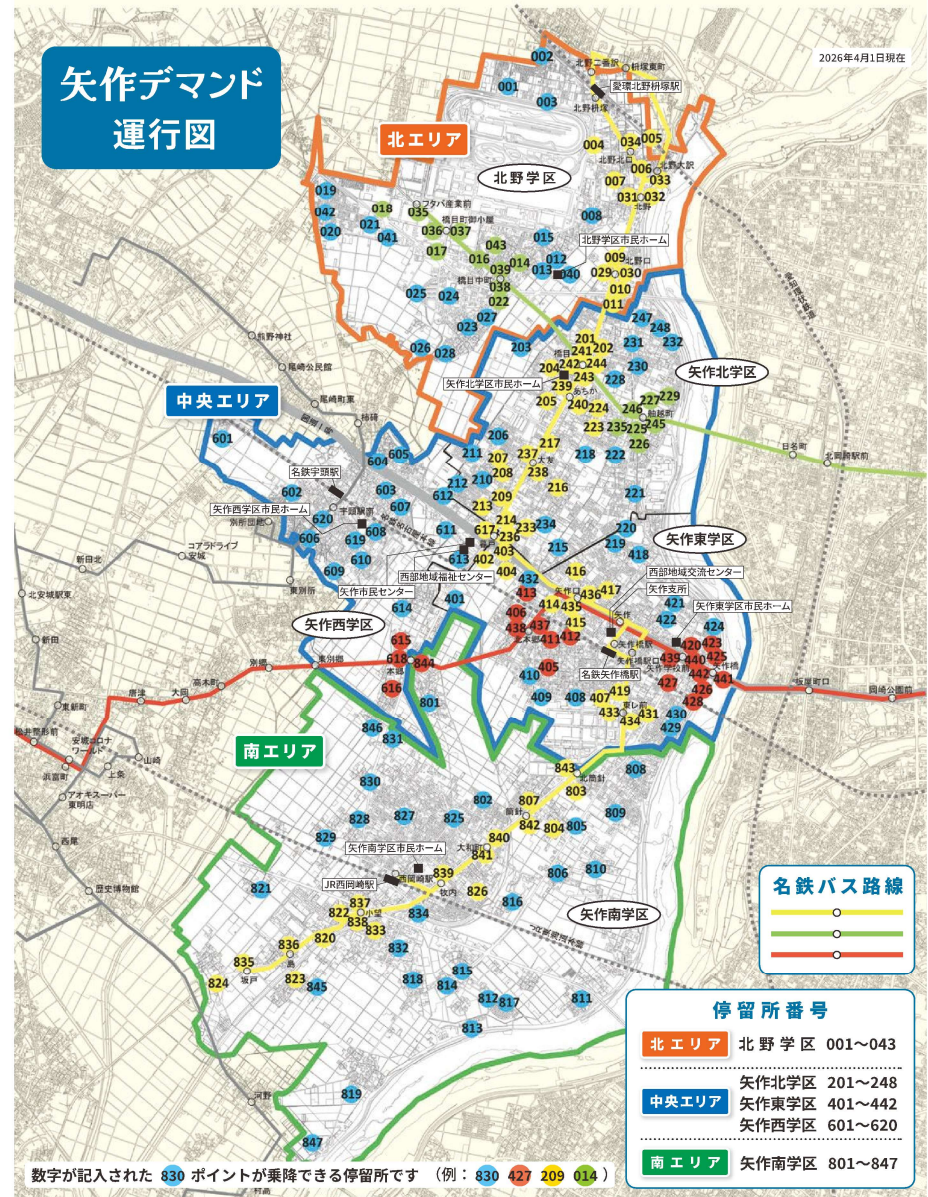
- | | |
|---------------------------|--|
| 事前に | ①まずは会員登録 |
| ご利用の14日前
～
ご利用の30日前 | ②会員登録が届いたら、表面の運行事業者へ電話で予約をします。
まず初めに「矢作デマンドの利用です」と伝え
「ご利用日時」「会員番号」「乗車停留所番号」「降車停留所番号」
「乗車人数」をお伝えください。 |
| ご利用当日 | ③利用日時に乗車停留所付近でお待ちください（5分前にはお待ちください）
④乗車する（運賃をお支払いする）
⑤降車する
※予約をキャンセルする場合は予約した運行事業者へ必ずご連絡下さい |
| ご注意 | ・矢作デマンドは乗車停留所と降車停留所での移動ルールがあります
（詳しくは右隣への地図ページをご覧ください）
・運行事業者の都合によって、希望利用日時での予約が取れない
場合がございます。また、前日であっても、希望利用日時での予約が取れない
場合もございます。 |

矢作デマンド ご利用例



ホームページにも詳細情報（最新の停留所情報等）が掲載されています。右のQRコードからアクセスして下さい。

運行内容に関するお問い合わせ先 岡崎市総合政策部交流戦略課 TEL:0564-23-6486



- | | | | |
|--------------|--|---|--------------------------------|
| ルール 1 | 北エリア ↔ 北エリア
中央エリア ↔ 中央エリア
南エリア ↔ 南エリア
運賃 300円 | 北エリア ↔ 中央エリア
中央エリア ↔ 南エリア
運賃 500円 | ×乗車できません
北エリア ↔ 南エリア |
| ルール 2 | ×乗降できます
異なる色の停留所に移動できます
（青色は同じ色も移動できます） | ×乗降できません
 | 路線バスが運行しているルートです。路線バスを利用しましょう。 |